

環境美化にご協力を!

【お問い合わせ先】
町民課生活環境係
(☎2-2453)



◎「保守点検」「清掃」は
「専門業者」に委託して
行ってください。

秋風とともにさわやかな季節となりましたが、夏の行楽期に家の周辺や道路に捨てられたゴミや空きカンが目に付いてきました。

また、雑草が茂つてたり、資材や使わなくなつた自転車・電化製品などが放置された空き地や、古い建物が壊れて危険な状態になつてゐる空き家は、美観を損ねてしまします。生活環境の美化と清潔な街並みを保つため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

浄化槽の適正な管理

- ・消毒薬を切らさない。
- ・浄化槽の電源は切らないよ
- うにします。

浄化槽は微生物の活動により、汚水をきれいにするため、日頃の管理や使い方が大事です。
 ・水は適正量を流す。
 ・異物は絶対に入れない。
 その記録は3年間保存するよ

「保守点検」

機器類や消毒剤など浄化槽の運転状況を定期的に点検し、良好な機能の維持をはかります。

■保守点検の回数

年1回の定期検査です。
 浄化槽が正常に機能しているかを検査します。

■定期検査(浄化槽法第11条)

約8か月間以内に1回行います。浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを検査員が検査します。

「法定検査」

◎「保守点検」「清掃」は
「専門業者」に委託して
行ってください。

【図表1】標準保守点検回数

○単独処理浄化槽(し尿だけ処理する浄化槽)

処理方式 人 槽	分離ばっ気方式 分離接觸ばっ気方式	全ばっ気方式	腐敗方式
20人以下	4か月に1回以上	3か月に1回以上	6か月に1回以上
21人以上 300人以下	3か月に1回以上	2か月に1回以上	

○合併処理浄化槽(し尿と雑排水をあわせて処理する浄化槽)

処理方式 人 槽	分離接觸ばっ気式 嫌気ろ床接觸ばっ気方式 脱窒ろ床接觸ばっ気方式
20人以下	4か月に1回以上
21人以上50人以下	3か月に1回以上

【図表2】標準清掃回数

処理方式	回 数
全ばっ気方式	6か月に1回以上
その他の方式	1年に1回以上

■清掃の回数

「清掃」

浄化槽内にたまつたスカムや汚泥などを引き出し、汚泥の調整や装置の洗浄を行います。

◎「法定検査」は「北海道浄化槽協会」に依頼して行います。

清掃回数は浄化槽の種類によつて異なります。

※【図表2参照】

このような保守点検、清掃、法定検査の料金は、浄化槽設置管理者の負担となります。

- ・書類検査(保守点検・清掃の記録)
- ・外観検査(設置状況・設備の稼働状態)
- ・水質検査(浄化槽の処理機能)

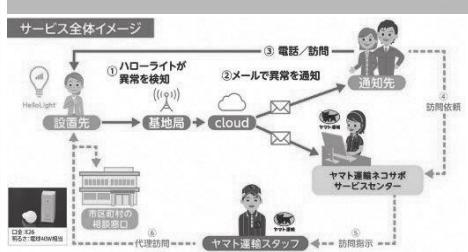
史上最もシンプルな見守りデバイス

ヤマト運輸 HelloLight™

特許出願済
(特開2016-218969)

見守りサービス あんしんハローライトプラン

~大切なあの人をあなたに代わって見守ります~



おうちのトイレや廊下などの電球をハローライトに交換するだけで始められる見守りサービス

お手頃な月額料金

初期費用 0円 1,078円(税込)

詳しくはお近くのヤマト運輸または、ネコソバサービスセンターまでお問い合わせください。
受付時間9:00~18:00年中無休 0120-545-425